## 《交通安全知識テスト(平成29年春の全国交通安全運動編)》解答・解説

| 番号 | 解答 | 解説   |
|----|----|--|
| 1  | 0  | 「子供と高齢者の交通事故防止~事故にあわない、おこさない~」を運動の基本としています。  |
| 2  | 0  | 自転車は「車のなかま」なので、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則です。   |
| 3  | ×  | 約2割を占めています。(警察庁調べ)   |
| 4  | 0  | 自転車利用者もドライバーもともに信号や一時停止などの交通ルールを守ること、見通しの悪い場<br>所ではスピードを控えることを心がけましょう。             |
| 5  | ×  | すべての座席で着用しなければなりません。後部座席での被着用は、①車内で前進を強打する可能性 ②車外に放り出される危険性 ③全席の人が被害を受ける可能性 があります。 |
| 6  | 0  | 後部座席については、高速道路(高速自動車国道又は自動車専用道路)での違反は、行政処分の<br>基礎点数1点が付されます。                       |
| 7  | 0  | チャイルドシートは、交通事故の被害から子供を守ります。幼児を自動車に乗せて運転する時は必ずチャイルドシートを使用しましょう。                     |
| 8  | 0  | 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。車両や酒類の提供者、車両の同乗者にも厳しい罰則が<br>あります。                               |